

7月20日未明、私の未婚の長男がマンションの一室で亡くなりました。武蔵野局集配部に勤務していました。48歳、死因は狭心発作、いわゆる心臓麻痺です。私は当初、自死ではないか？とも思いましたがそうではありませんでした。

昨年10月、長男はそれまで勤務していた武蔵府中局から武蔵野局へ異動しました。異動の直後から長男は武蔵野局の業務の仕方は府中局と違いすぎるとショックを受け、武蔵野局では班内の相互応援がないと私に不満を訴えていました。日が経つにつれ不満は解消されるどころかどんどん増えていきました。「午後の出発が3時、4時。真っ暗になって帰局するのがつらい。」とも言っていました。

「休憩休息も満足にとれない。」ともこぼしていました。

4月末にはげっそりと痩せ、「2区目を覚えきっていないのにもう3区目の通区だ。追われちゃってどうしようもない。」と言っています。このころ長男は配達地図を自宅に持ち帰っていました。家で翌日の予習をしていたのです。

5月には唯一の家族、それまで8年間長男を癒し続けてくれた愛犬を私たちのもとへ預けました。「この子の面倒を見ていたのではとってもやっていく自信がない。」と寂しそうに言っていました。

そして7月8日月曜日。出発前の局内作業中、「心臓がパクパクする。」と上司に訴え、冷汗をかいていたそうです。部長はそれを聞き「体調が悪ければ帰ってもいい。段取りはできている。」と述べたそうです。しかし本人は「大丈夫です。」と言って配達に出て、休憩時間を25分も食い込んで帰局。わずかに25分休んだだけで仕事に戻り、3時15分から5時25分まで配達を続けました。1時間以上の残業、5時51分の退勤です。武蔵野市の当日の最高気温は38°Cでした。

職員が突発的に欠務した際、その穴を埋めることが即時にできるのでしょうか？ただでさえ郵便物が多い月曜日に、疑問です。また、いくら本人が「大丈夫です。」と言ったからと言って、明らかに体の変調を訴え具合が悪かった職員を正規の勤務時間以上に働かせるのも「安全配慮義務違反」ではないかと思えます。

さらに続きます。翌週の火曜日、16日。この日は三連休の翌日で平常の倍ほどの物量、長男は相当苦戦をしています。午前の帰局が1時40分、休憩は30分、午後の出発は4時半で帰局は7時40分、退勤は8時8分です。その3日後の深夜に突発的に亡くなったのです。

5月の連休に会ったとき「50歳になったら局を辞めてゆっくりするんだ。」と言っていた長男。それまでがんばろうと思っていたのでしょうか。でも7月12日に友人との電話では「仕事がつらい。もう辞めたい。」と泣きそうな声で言っていたそうです。

「冠動脈が75%も狭くなり、不整脈を生じさせている。」と検案書に記されています。過労死であることに間違いありません。

近年、郵便の職場における過労死、過労自死が増加していると言われていています。現職の郵便局員にとっては「他人事」ではありません。「明日は我が身」です。このような事態を二度と起こしてはなりません。なぜ班内の協力がなかったのか？余裕ある業務ができなかったのはなぜですか？通区を急がせた理由は何でしょう。休憩休息の1時間は労働基準法ではないですか？炎天下での長時間労働は何とかならなかったのでしょうか？

起こった事態を真摯に受け止め、丁寧に振り返り、ひとつひとつ解決して行ってほしいと切に願います。過労死の解決にはそれしか方法はありません。